

第五十二回 貴族院議事速記録第二十八號

大正十五年三月二十二日(月曜日)

午前十時十三分開議

議事日程 第二十八號 大正十五年三月二十二日

午前十時開議

第一 大正九年ニ於ケル尼港事變及「オコーツク」事變ノ爲損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ關スル法律案(政府提出)(衆議院送付)

第一讀會

第二 對支文化事業特別會計法中改正法律案(政府提出)(衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 明治三十八年法律第十七號中改正法律案(政府提出)(衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)(衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第五 商事調停法案(政府提出)(衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第六 大正十四年法律第三十五號中改正法律案(政府提出)(衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 輸出生絲檢查法案(政府提出)(衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 郵便年金法案(政府提出)(衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第九 郵便年金特別會計法案(政府提出)(衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致サセマス  
〔長書記官朗讀〕

去ル十八日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

大正十四年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

大正十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

造幣局工場其ノ他改築費ニ關スル法律案

京都高等工藝學校移轉改築費ニ關スル法律案

健康保險法中改正法律案

健康保險特別會計法案

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

王公族ノ權義ニ關スル法律案

同日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

教育改善及農村振興基金特別會計法中改正法律案特別委員會

委員長 伯爵 松木 宗隆君 副委員長 玉利 喜造君

商事調停法案特別委員會

委員長 侯爵 中御門 經恭君 副委員長 土方 寧君

郵便年金法案外一件特別委員會

委員長 侯爵 佐佐木 行忠君 副委員長 小松 謙次郎君

去ル十九日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

大正十四年法律第三十五號中改正法律案特別委員會

委員長 侯爵 大隈 信常君 副委員長 片岡 直輝君

農業倉庫業法中改正法律案特別委員會

委員長 志村 源太郎君 副委員長 男爵 松岡 均平君

府縣制中改正法律案外六件特別委員會

委員長 阪本 彰之助君 副委員長 子爵 東園 基光君  
同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

對支文化事業特別會計法中改正法律案可決報告書

明治三十八年法律第十七號中改正法律案可決報告書

東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案可決報告書

商事調停法案可決報告書

大正十四年法律第三十五號中改正法律案可決報告書

請願委員會特別報告第四號

同日内閣總理大臣ヨリ農林書記官戸田保忠君農林省所管事務政府委員免セ

ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

一昨二十日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

所得稅法中改正法律案可決報告書

大正九年法律第十二號中改正法律案可決報告書

地租條例中改正法律案可決報告書

明治三十七年法律第十二號中改正法律案可決報告書

營業稅法廢止法律案可決報告書

營業收益稅法案可決報告書

資本金子稅法案可決報告書

相續稅法中改正法律案可決報告書

通行稅法廢止法律案可決報告書

酒造稅法中改正法律案可決報告書

酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案可決報告書

麥酒稅法中改正法律案可決報告書

醬油稅則廢止法律案可決報告書

自家用醬油稅法廢止法律案可決報告書

織物消費稅法中改正法律案可決報告書

賣藥稅法廢止法律案可決報告書

骨牌稅法中改正法律案可決報告書

清涼飲料稅法案可決報告書

大正九年法律第五十一號中改正法律案可決報告書

地方稅ニ關スル法律案可決報告書

明治四十一年法律第三十七號中改正法律案可決報告書

市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案可決報告書

輸出生絲檢査法案可決報告書

郵便年金法案可決報告書

郵便年金特別會計法案可決報告書

農業倉庫業法中改正法律案可決報告書

大正十二年度歲入歲出總決算、大正十二年度各特別會計歲入歲出決算審査報告書

査報告書

大正十三年度歲入歲出總決算、大正十三年度各特別會計歲入歲出決算審査報告書

査報告書

大正十一年度國有財産増減總計算書審査報告書

大正十二年度國有財産増減總計算書審査報告書

大正十三年度國有財産増減總計算書審査報告書

同日衆議院ヨリ左ノ政府提案ヲ受領セリ

大正九年ニ於ケル尼港事變及「オコーツク」事變ノ爲損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ關スル法律案

救恤ニ關スル法律案

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、日程第一、大正九年ニ於ケル尼港事變及「オコーツク」事變ノ爲損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

大正九年ニ於ケル尼港事變及「オコーツク」事變ノ爲損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ關スル法律案

右政府提案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正十五年三月二十日

第一條 大正十一年法律第三十九號第一條ノ規定ニ該當シタル帝國臣民ニシテ大正九年ニ於ケル尻港事變及「オコーツク」事變ノ爲損害ヲ被リタル者ニ對シテハ本法ニ依リ更ニ救恤金ヲ交付ス

第二條 前條救恤金ノ總額ハ百萬圓以內トス

第三條 救恤金ハ額面金額ニ依リ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス但シ二十五圓未滿ノ金額ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

第四條 政府ハ前條ノ規定ニ依ル交付ニ必要ナル額ヲ限度トシ國債證券ヲ發行スルコトヲ得

第五條 救恤金ノ交付ハ之ヲ受ケムトスル者ノ申請ニ依リ救恤審査會ノ審査ヲ經テ主務大臣之ヲ決定ス

第六條 前條第一項ノ申請ハ大正十五年七月三十一日迄ニ之ヲ爲スヘシ

附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員永井柳太郎君演壇ニ登ル〕  
○政府委員(永井柳太郎君) 大正九年ニ於ケル尼港事變及「オコーツク」事變ノ爲損害ヲ被リマシタル者ノ救恤ニ關スル法律案ノ提出ニ付キマシテ、簡單ニ説明イタシタイト存ジマス、御承知ノ通り大正九年ノ尼港事變ハ、本邦官民ガ多數虐殺セラレタル未曾有ノ悲惨ナル出來事デアリマシテ、引續キ「オコーツク」方面ニ於ケル本邦人ノ漁場モ亦燒キ拂ハレマシテ、慘澹タル光景ヲ呈シタノデゴザイマス、本件ノ解決ニ付キマシテハ、露國政府トノ間ニ交渉ヲ致シマシテ、昨年一月北京ニ於テ協定セラレタモノガ有ルノデゴザイマスケレドモ、ソレ以上ニ右被害者ノ爲ニ賠償ヲ得ルコトハ、實際問題トシテ差當リ不可能ト認メラレタノデゴザイマス、然ル所是等被害者ハ、曩ニ大正十一年法律第三十九號ニ依リマシテ、既ニ一度政府ヨリ救恤ヲ受ケタノデゴザイ

マスガ、其窮狀ハ今尙ホ甚シキモノガアリマシテ、政府ニ對シ何等カノ方法ニ依ッテ救恤ヲ得タキ旨ヲ請願シ來ル向キガ多數アルノデゴザイマス、ソレト同時ニ帝國議會ニ於テモ亦、本件ノ被害者ニ對シテハ、政府ニ於テ更ニ救恤ノ方法ヲ講ゼムコトノ希望ガ屢、表明セラレタノデゴザイマス、依テ政府ニ於キマシテハ、本件事變ノ特殊ノ性質ニ鑑ミマシテ、今回限リ特例トシテ、本件被害者ニ對シテハ、大正十一年度ニ於ケル救恤ノ外ニ更ニ救恤ヲ爲シ、其窮狀ヲ幾分ナリトモ緩和救済スルコトニ決シタル次第デゴザイマス、而シテ救恤金ノ總額ハ、財政上其他諸般ノ事情ニ鑑ミマシテ、百萬圓以內ト致シマシテ、救恤審査會ヲ設ケ、精細嚴密ナル審査ヲ遂ゲテ、各箇ノ場合ニ付キ救恤程度ヲ定ムル筈デゴザイマス、以上ノ趣旨ニ依リマシテ、本法律案ヲ提出イタシマシタニ付キマシテハ、何卒御審議ノ上御協賛ヲ賜ハラムコトヲ熱望イタス次第デゴザイマス

〔小林書記官朗讀〕

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

- 大正九年ニ於ケル尼港事變及「オコーツク」事變ノ爲損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ關スル法律案特別委員
- 侯爵 四條 隆愛君 侯爵 鍋島 直映君 子爵 小倉 英季君
- 男爵 坂本 俊篤君 志水 小一郎君 石井省一郎君
- 竹越 與三郎君 小林 暢君 濱 平右衛門君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二、對支文化事業特別會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告

對支文化事業特別會計法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十五年三月十九日

右特別委員長

伯爵 松浦 厚

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯符松浦厚君演壇ニ登ル〕

○伯符松浦厚君 是ヨリ致シマシテ、對支文化事業特別會計法中改正法律案ノ特別委員會ニ於キマシテノ經過竝ニ結果ヲ御報告イタシマス、御承知ノ通リ此法律案ハ極メテ短簡ナモノデゴザイマシテ、且ツ先般此議場ニ於テ、政府委員ヨリ詳細ナル説明ガアツタ模様デゴザイマス、私ハ缺席イタシマシタガ……ソレニ付キマシテ別段委員會ニ於キマシテハ説明ヲ請ヒマセズ、各委員カラ數多ノ質問ヲ致シマシテ、議題ニ付シタ次第デゴザイマス、此改正法律案タルヤ、御承知ノ通り、第四十議會ニ於キマシテ、新タニ此對支文化事業特別會計法ガ衆議院カラ建議案ニナリマシテ出マシテ、ソレカラ設定サレタモノデゴザイマス、然ルニ此對支文化ノ事業ハ、十二年以來切々トシテ努メラレタル結果、今日ニ於キマシテハ此第七條ニ設定セラレタル所ノ二百五十万圓ノ資金ニ於キマシテハ、賄ヒシ得ラレザル所ノ状態ニ進ンデ參ッタ次第デゴザイマス、就キマシテハ此二百五十万圓ノ所ヲ更ニ五十万圓殖ヤシマシテ、三百万圓ニスルト云フコトニナリマシタ、是ガ即チ此七條ノ改正デゴザイマス、其次ニハ第九條ノ中ニ、唯今マデハ唯大藏省預金部ニ預入レタモノヲ運用スルト云フコトニ定メテ居ル、是ハ即チ五十万圓ニ資金ヲ殖ヤシマスニ付キマシテハ、ドウシテモ利殖ノ途ヲ考ヘナケレバナラス、ソコデ六分利附ノ國債ヲ以テ之ヲ殖ヤスト云フ所カラシマシテ、第九條ノ中ニ「本會計ノ資金ハ國債ヲ以テ保有シ又ハ」云々ト云フコトヲ加ヘルコトニナッタノデゴザイマス、ソレカラ其次ハ第十一條ノ新シイ條項ヲ加ヘラレタノデゴザイマス、ソレハ、本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル事業費ノ支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得ル、是ダケヲ加ヘラレタノデアリマス、極メテ簡單明瞭ナル改正案デゴザイマスカラ、委員ハ政府委員ニ質問ヲ致シマシテ、滿場一致ヲ以テ之ヲ可決イタシマシタ次第デゴザイマス、就キマシテハ此二百五十万圓ヲ五十万圓殖ヤシタト云フコトニ付テハ、主モニ其資金ヲ賄フモノハ如何ナルモノデアアルカト云フコトノ御不審ガ、先般此議場ニ於テ有ツタト承ツテ居リマス、ソレデ念ノ爲ニ私ノ承ツタコトヲ申上ゲマス、其主モナルモノハ、考古學會、美術協會ニ凡ソ三四万圓ヲ支出スル、ソレカラ北京大學、廣東大學、武昌大學、學藝大學……是ハ上海ニアリマス、竝ニ上海美術專門學校等ニ、圖書トカ、或ハ器械器具、斯ウ云フモノノ寄附ヲサレル爲デアリマス、殊ニ支那ニ於キマシテハ、御承知デゴザイマセウガ、斯ウ云フ器械圖書ノヤ

ウナモノハ今日最モ乏シイノデアリマス、斯ノ如キ寄附ハ大イニ支那ニ於テ歡迎ヲスルノデアルト云フ點カラ致シマシテ、最モ此事業トシテハ望ミノ多イモノデアルト云フコトデ、斯ノ如キ寄附ヲサルコトニナリマシタ、此金額ハ未ダ未定デゴザイマス、ソレカラ基督教青年會、是モ餘程支那學生ノ爲ニハ裨益スル所ガ多イト云フコトデ、凡ソ五千圓ノ金額ヲ寄附スル、ソレカラ文化事業委員會ニ付テノ費用、是ガ約三四万圓デゴザイマス、ソレカラ文化圖書ノ刊行、是ハ餘程、支那ニ於キマシテモ今日圖書ニ乏シイノデアアル、又之ヲ出版イタシテ廣ク頒布スルト云フコトニナリマシテハ、ナカク、需要供給ハ尠ナクナイト云フコトデ、特別ニ此事業費カラ之ニ振向ケルト云フコトニナッタ譯デゴザイマス、ソレカラ研究所ノ豫備的及準備的ノ研究費ト云フモノガアリマス、是ガ凡ソ二十万圓デゴザイマス、斯ノ如キ所ガ、此度ノ五十万圓殖ヤサレタル所ニ向ケラレル費用ノ大體ト云フコトデゴザイマス、是ハ皆質問ヲ致シマシタ結果、政府委員カラノ答辯デゴザイマスカラ、之ヲ申上ゲマス、先ヅ斯ノ如キ次第デゴザイマシタ、又中ニハ議員ノ御方カラ、此文化事業ハ日本ノ爲ニスル仕事デアアルカ、支那ノ爲ニスル仕事デアアルカト云フヤウナル御質問モゴザイマシタケレドモ、是ハ各、御互ヒ以心傳心的ニ考ヘテ參ッテ宜シイコトト考ヘマスカラ、其應答ノ事柄ハ敢テ茲ニ御報告スル必要ハナイト考ヘマスカラ、申上ゲマセヌ、斯ノ如キ簡單ナル、明瞭ナル案デゴザイマスカラ、且ツ是ハ今度ノ豫算ニ關係ヲシテ居ル案デゴザイマスカラ、何卒滿場一致デ御贊成ヲ願ヒマス、委員會ノ滿場一致決シタ次第ヲ、チヨット御報告イタシマス

○議長(公傳德川家達君) 本案ノ二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公傳德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榊岡隆督君 贊成イタシマス

○議長(公傳德川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公傳德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公傳德川家達君) 本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴ

ザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公傳徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榊隆督君 賛成

○議長(公傳徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公傳徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公傳徳川家達君) 第二讀會ノ決議通リテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公傳徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公傳徳川家達君) 日程第三、明治三十八年法律第十七號中改正法律案、第四、東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、日程第三第四ハ、同一委員ニ付託セラレマシタカラ一括シテ議題ト致シマス、酒井伯爵

明治三十八年法律第十七號中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十五年三月十九日

右特別委員長

伯爵 酒井 忠正

貴族院議長公傳徳川家達殿

東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十五年三月十九日

右特別委員長

伯爵 酒井 忠正

貴族院議長公傳徳川家達殿

〔伯爵酒井忠正君演壇ニ登ル〕

○伯爵酒井忠正君 唯今上程イタサレマシタル二案ノ特別委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告イタシマス、明治三十八年法律第十七號中改正法律案ハ、近時專賣品ノ賣行ガ累年増加イタシマシテ、事業ガ年ト共ニ發展スルニ至ッテ、現在ノ資本デハ其經營ガ困難ナル状態ニナリマシタガ故ニ、据置運轉資本ノ補足制限額ヲ高メマシテ、現在マデハ九千万圓ヲ超過スルコトガ出來ナカッタノデ、此改正案ニ依ッテ、一億千万圓ニ改正ヲスル法律案デアリマス、委員會ニ於キマシテハ、質問應答ノ結果討議ニ入りマシテ、此案ハ事業發展ニ伴ッテ必要ナル要求デアルト云フコトデ、異議ナク可決シタ次第デアリマス、次ニ東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案、本案ハ東濃鐵道中ノ新多治見、廣見間ノ鐵道ヲ買收シヤウト云フ案デゴザイマス、此線ハ元來國有鐵道ノ多太線ト申シマス、約十哩ノ建設線デアリマシテ、今度買收セムトスル東濃鐵道ノ路線ト大部分同一デアアルノデアリマス、故ニ此買收ニ依ッテ、建設費、工事費ニ於キマシテ、約十八萬圓ノ節約ガ出來ル見込デアルト云フ、政府委員ノ御説明デアリマシタ、質問中ニ買收價額ノ點ガアリマシタガ、是ハ政府ノ見込デハ、約六十八萬圓内外ト云フコトデアリマシタ、當然ノ結果此案ハ必要ナル買收デアリ、且ツ價格ニ於テモ相當ノモノト認メテ、全會一致可決イタシマシタ、御報告ヲ申上ゲマス

○議長(公傳徳川家達君) 兩案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公傳徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榊隆督君 賛成

○議長(公傳徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公傳徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 兩案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榊隆督君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 兩案トモ第二讀會ノ決議通リテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第五、商事調停法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、中御門侯爵  
商事調停法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十五年三月十九日

右特別委員長

侯爵 中御門經恭

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵中御門經恭君演壇ニ登ル〕

○侯爵中御門經恭君 商事調停法ノ特別委員ノ經過竝ニ結果ヲ簡單ニ御報告申上ゲマス、此法案ハ、十八、十九、兩日委員會ヲ開キマシテ、種々質問モゴサイマシタガ、御承知ノ通り簡單ナル法案デゴザイマスルノデ、特ニ御報

告イタス程ノ質問モナク、滿場一致デ以テ可決イタシマシタ、右御報告イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榊隆督君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榊隆督君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通リテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第六、大正十四年法律第三十五號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告

大正十四年法律第三十五號中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十五年三月十九日

右特別委員長

侯爵 大隈 信 常

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵大隈信常君演壇ニ登ル〕

○侯爵大隈信常君 大正十二年九月ノ大震災ニ依リマシテ起リマシタ所ノ、金融ノ梗塞ヲ緩和スル方策ト致シマシテ、政府ハ大正十二年勅令四百二十四號ヲ以テマシテ、日本銀行ニ震災手形ニ對シマシテ特別ノ融通ヲ與ヘ、之ガ爲ニ生ジマス所ノ損害ハ一億圓ヲ限リマシテ政府ガ補償スルト云フコトニ致シマシタノデアリマス、此勅令ニ依リマス、其融通期間ハ大正十四年ノ九月三十日マデト云フコトニナツテ居リマシタ、然ルニ政府ハ大正十四年法律第三十五號ヲ以テマシテ、更ニ其期間ヲ一箇年間延長イタシマシタ次第デゴザイマス、然ルニ震災手形ノ債務者タル所ノ商工業者中ニハ、其殘期間即チ本年ノ九月三十日マデニハ其債務ヲ完済シ得ナイ所ノ者モ多イヤウデアリマス、又震災手形ヲ割引イタシマシタ所ノ一般銀行ニ於キマシテモ、尙ホ金融疏通ノ爲ニ震災手形ニ對シマス所ノ特別融通ヲ必要トスルモノガ少ナクナイ次第デゴザイマス、又現今ノ經濟界ノ趨勢竝ニ震災ニ依ッテ起リマシタ所ノ損害ノ復舊ノ状態ニ鑑ミマシテ、右ノ勅令竝ニ法律制定ノ趣旨ヲ達成セムガ爲ニハ、此特別融通期間ヲ更ニ一箇年延長イタシマシテ、即チ大正十六年ノ九月三十日迄ト致シマス必要ガアルト云フコトデゴザイマス、尙ホ日本銀行ガ大正十三年ノ三月末日迄ニ融通イタシマシタ所ノ震災手形ノ手形金額ハ、四億三千八十一萬餘圓ニ達シテ居リマス、其中ニ未決濟高ハ、大正十三年ノ十二月六日ノ現在デ二億七千五百六十七萬餘圓、尙ホ昨年ノ十一月末日ノ現在ニアリマシテ、尙ホ二億三千三百三十五萬圓ヲ殘シテ居ルヤウナ次第デゴザイマス、斯ノ如キ政府カラノ御説明ガアリマシテ、委員會ハ是亦已ムヲ得ザルコトト致シマシテ、全會一致ヲ以テ此案ヲ可決シタ次第デゴザイマス、右御報告申上ゲマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌ

カ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榊岡隆督君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榊岡隆督君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通リデ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第七、輸出生絲検査法案、政府提出、衆議院

送付、第一讀會ノ續、委員長報告

○議長(公爵徳川家達君) 輸出生絲検査法案、政府提出、衆議院

送付、第一讀會ノ續、委員長報告

輸出生絲検査法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十五年三月二十日



右特別委員長

服部 一三

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔服部一三君演壇ニ登ル〕

○服部一三君 輸出生絲検査法ノ特別委員會ニ於キマスル經過ヲ御報告イタシマス、我國ノ重要輸出品ノ中デモ最重要ナル所ノ生絲ガ、從來其質ノ検査ト云フモノハ、任意的ニ受ケルコトニナツテ居リマシタガ、正量検査ト云フモノハ致サナカッタノデアリマスル、ソレガ爲ニ取引上ニ於キマシテモ色々ノ紛議ヲ起シ、又不正ナ取引モ有リ來ッタノデアリマスルノデ、此度ハソレ等ノ弊ノ起ラヌヤウニシ、且ツ其聲價モ高メルト云フ目的ヲ以テ、此検査法ト云フモノヲ設ケラレタ次第デアリマスル、抑、此生絲ト云フモノハ御承知ノ通り、餘程水分ヲ吸收シ易イモノデアリマスル、ノミナラズ之ヲ製造スル工程ニ於テモ、湯水ヲ澤山用非ルコトガアル、又國ニ依リマスルト云フト、氣候ノ爲ニモ水分ヲ餘程含ムモノデアリマスルガ、生絲ノ如キ非常ナ高價ナ品ニ水分ヲ多ク含ミマスルト云フト、之ガ重量ニ大關係ヲ及ボシマスシ、從テ取引ノ價格ニモ影響ヲ及ボスモノデアリマスル、ソレガ爲ニ免角不正ナコトガ起リ、又紛議ガ起ルノデアリマスルノデ、歐米諸國ニ於キマシテハ、數十年以來正量ヲ以テ賣買、取引ハスルト云フトコトニナツテ居リマスルガ、然ルニ我國ニ於キマシテハ、今日マデサウ云フトコトガ出來テ居ナカッタノデアリマス、尤モ明治三十二年頃以來、内外ノ之ニ關係シテ居リマスル所ノ者ガ、是非トモ此正量検査所ト云フモノハ立テナクテハナラナイト云フ協議ヲ屢、致シマシタノデアリマスルケレドモ、イツモ是ガ破レタノデアアル、是ニハ色々ノ原因モアッタラウト云フトコトハ、諸君モ御推察ニナルコトデアラウト思ヒマシタルガ、此點ノ理由ハ、金が無い、又政府モ金ノ融通ガ付カナイト云フトコトデ、猶豫ニナツテ居リマシタガ、大正九年ニ生絲ガ非常ニ暴落イタシマシテ、當業者ガ困難ニ陥ッタ、ソレデ是ハドウシテモ救済シナクチャナラヌト云フトコトデ、其援助ノ目的ノ下ニ、大日本蠶絲會社ト云フモノガ設立ニナリマシテ、其會社ガ幸ニシテ十分ノ效果ヲ舉ゲタノデアリマス、サウシテ此會社ガ解散ヲ致シマスル時分ニ、若干ノ金ヲ條件附キデ政府ヘ寄附シタモノデアリマス、ソレデ議會ノ協賛ヲ經テ、繼續工事デ、工事ヲ起シ、幸ニシテ今年ハソレガ成功スルノデアリマス、ソレハ即チ横濱ニ於ケル政府ノ検査所デアリマ

スガ、關西地方ヨリ神戸ヲ經マシテ輸出イタシマスルモノハ、横濱バカリデハ不便デアリマスル故ニ、神戸ノ市ガ設備イタシマスル所ノ検査所デノ検査ヲ以テ、國ノ検査ニ代用スルト云フ目的ヲ以テ、此案ノ第一條ニ其事ガ掲ゲテアルノデアリマス、サウ云フ次第デアリマシテ、多年ノ希望ガ之ガ爲ニ充タサレル譯デアアル、尙ホ委員會ニ於テハ、手數料トカ、此案ノ施行期限トカ、又今後蠶絲業ヲドウシテ改良進歩サセルトカ云フヤウナ、種々ノ質問應答ガアリマシタ、併シ是ハ速記ニ任セテ茲デ報告イタシマセヌ、委員會ニ於テハ此案ハ全會一致ヲ以テ可決イタシマシタ、右御報告ニ及ビマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榊岡隆督君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榊岡隆督君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ



〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ  
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第八、郵便年金法案、第九、郵便年金特別會計法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、兩案トモ同一委員ニ付託セラレマシタカラ、一括シテ議題ト致シマス、佐佐木侯爵

郵便年金法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十五年三月二十日

右特別委員長

侯爵 佐佐木行忠

貴族院議長公爵徳川家達殿

郵便年金特別會計法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十五年三月二十日

右特別委員長

侯爵 佐佐木行忠

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵佐佐木行忠君演壇ニ登ル〕

○侯爵佐佐木行忠君 本案特別委員會ノ御報告ヲ申上ゲマス、特別委員會ハ二回開キマシテ質問應答ヲ重ネマシタ、是等ハ此際省略イタシマス、討論ニ這入リマシテ、本案ハ社會政策トシテモ、又家族制度ヲ時代ニ順應セシムル爲ニモ、極メテ適當デアリ、尙ホ政府ハ郵便年金……年金ト云フ言葉ヲ使ッテ居ルガ、是ハ生命保險ト同様デアルガ故ニ、所得税法ニ於テハ、一定額ヲ限ッテ掛金ハ所得ヨリ控除スルト云フ風ニ解シテ居ラレルガ、是モ亦相當デアルト云フ御意見デゴザイマシテ、委員會ハ全會何等異議ナク可決イタシマシタ、右御報告申上ゲマス

○議長(公爵徳川家達君) 兩案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榊隆督君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 兩案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榊隆督君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 明二十三日午前十時ヨリ開會イタシマス、議事日程ハ決定次第御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會イタシマス  
午前十時五十八分散會

